

議案第二八号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

三朝町国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十八年三月十一日提出

三朝町長 坂 北 雅 巳

昭和三十八年三月十九日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和三十四年三朝町条例第三号）の一部を次のように改める

第五條を削除する

第七條中「七円」を「五円」に改める

附 則

この条例は昭和三十八年四月一日から施行する